

# 議 員 提 案

令和2年5月臨時会

## 目 次

番 号	件 名	頁
議員提案第3号	寝屋川市議会委員会条例の一部改正	1

議員提案第3号

## 寝屋川市議会委員会条例の一部改正

寝屋川市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年5月4日提出

寝屋川市議会議員

岡	由	美
板	東	敬
中	川	健
井	川	晃

寝屋川市議会委員会条例の一部を改正する条例

寝屋川市議会委員会条例（昭和 41 年寝屋川市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号から第 3 号までを次のように改める。

(1) 総務都市創造常任委員会 定数 8 人

経営企画部、財務部、総務部、市民サービス部（市税の賦課及び徴収に関する事項に限る。）、2 軸化事業本部、まちづくり推進部、都市基盤整備部、上下水道局、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会に属さない事項（予算及び決算に関する事項を除く。）

(2) 健康福祉常任委員会 定数 8 人

市民サービス部（市税の賦課及び徴収に関する事項を除く。）、健康部及び福祉部の所管に属する事項（予算及び決算に関する事項を除く。）

(3) 文教生活常任委員会 定数 8 人

危機管理部、市民活動部、環境部、こども部及び教育委員会の所管に属する事項（予算及び決算に関する事項を除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。